

議案第 15 号

狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例（平成 18 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 55 の項中「53 の項」を「54 の項」に改め、同項を同表の 56 の項とし、同表中 54 の項を 55 の項とし、53 の項を 54 の項とし、同表の 52 の項中「54 の項第 1 号」を「55 の項第 1 号」に、「54 の項」を「55 の項」に改め、同項を同表の 53 の項とし、同表中 51 の項を 52 の項とし、50 の項を 51 の項とし、同表の 49 の項中「47 の項第 1 号」を「48 の項第 1 号」に、「47 の項第 2 号」を「48 の項第 2 号」に改め、同項を同表の 50 の項とし、同表中 48 の項を 49 の項とし、47 の項を 48 の項とし、同表の 46 の項中「48 の項」を「49 の項」に、「49 の項」を「50 の項」に改め、同項を同表の 47 の項とし、同表中 45 の項を 46 の項とし、42 の項から 44 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、41 の項の次に次のように加える。

42	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 137 条の 16 第 2 号の規定に基づく既存建築物の移転の認定の申請に対する審査	既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定手数料	27,000 円
----	--	---------------------------	----------

第 2 条 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「、」に改め、「低炭素化法に関する事務」の次に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）に規定する事務その他建築物省エネ法に関する事務」を加える。

第 3 条中「及び低炭素化法」を「、低炭素化法及び建築物省エネ法」に改める。

別表第 2 の 47 の項を次のように改める。

47	長期優良住宅法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料	(1) 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅法第 6 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関が作成
----	---	---------------------	--

したものに限る。別表第2の49の項において同じ。)が提出された場合

ア 1戸建の住宅

(ア) 新築の場合

6,000円

(イ) 増築又は改築の場合

10,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を、申請に係る1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項から別表第2の50の項までにおいて「申請住戸数」という。)で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(ア) 床面積の合計

(申請に係る1の建築物の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)が500平方メートル以内のもの

a 新築の場合

13,000円

b 増築又は改築の場合

21,000円

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

a 新築の場合

24,000円

b 増築又は改築の場合

37,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの

- a 新築の場合
35,000 円
- b 増築又は改築
の場合
54,000 円
- (エ) 床面積の合計が
2,500 平方メー
トルを超え 5,000 平
方メートル以内の
もの
 - a 新築の場合
65,000 円
 - b 増築又は改築
の場合
101,000 円
- (オ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トルを超え 10,000
平方メートル以内
のもの
 - a 新築の場合
112,000 円
 - b 増築又は改築
の場合
174,000 円
- (カ) 床面積の合計が
10,000 平方メー
トルを超え 20,000
平方メートル以内
のもの
 - a 新築の場合
185,000 円
 - b 増築又は改築
の場合
287,000 円
- (キ) 床面積の合計が
20,000 平方メー
トルを超え 30,000
平方メートル以内
のもの
 - a 新築の場合
228,000 円
 - b 増築又は改築
の場合
353,000 円
- (ク) 床面積の合計が
30,000 平方メー
トルを超えるもの
 - a 新築の場合
243,000 円
 - b 増築又は改築
の場合
377,000 円

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。別表第2の49の項において同じ。）の写しが提出された場合

ア 1戸建の住宅

23,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの

72,000円

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

112,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの

207,000円

(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

350,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

535,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの

969,000 円
(キ) 床面積の合計が
20,000 平方メー
トルを超え 30,000
平方メートル以内
のもの

1,321,000 円
(ク) 床面積の合計が
30,000 平方メー
トルを超えるもの

1,597,000 円
(3) (1) 又は (2) 以
外の場合

ア 1 戸建の住宅

(ア) 新築の場合

57,000 円

(イ) 増築又は改築の
場合

85,000 円

イ 共同住宅等 次に
掲げる区分に応じそ
れぞれに定める額を
申請住戸数で除して
得た金額 (当該金額
に 100 円未満の端数
があるときは、これ
を切り捨てる。)

(ア) 床面積の合計が
500 平方メートル
以内のもの

a 新築の場合

127,000 円

b 増築又は改築
の場合

194,000 円

(イ) 床面積の合計が
500 平方メートル
を超え 1,000 平方
メートル以内のも
の

a 新築の場合

200,000 円

b 増築又は改築
の場合

306,000 円

(ウ) 床面積の合計が
1,000 平方メー
トルを超え 2,500 平
方メートル以内の
もの

a 新築の場合

389,000 円

b 増築又は改築

			の場合 599,000 円
		(エ) 床面積の合計が 2,500 平方メー トルを超え 5,000 平 方メートル以内の もの	
		a 新築の場合	692,000 円
		b 増築又は改築 の場合	1,068,000 円
		(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メー トルを超え 10,000 平方メートル以内 のもの	
		a 新築の場合	1,185,000 円
		b 増築又は改築 の場合	1,832,000 円
		(カ) 床面積の合計が 10,000 平方メー トルを超え 20,000 平方メートル以内 のもの	
		a 新築の場合	2,187,000 円
		b 増築又は改築 の場合	3,384,000 円
		(キ) 床面積の合計が 20,000 平方メー トルを超え 30,000 平方メートル以内 のもの	
		a 新築の場合	3,123,000 円
		b 増築又は改築 の場合	4,832,000 円
		(ク) 床面積の合計が 30,000 平方メー トルを超えるもの	
		a 新築の場合	3,824,000 円
		b 増築又は改築 の場合	5,919,000 円

別表第 2 の 49 の項を次のように改める。

49	<p>長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料</p>	<p>(1) 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 1戸建の住宅</p> <p>(ア) 新築の場合 3,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 5,000円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(ア) 床面積の合計（申請に係る1の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が500平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合 6,500円</p> <p>b 増築又は改築の場合 10,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合 12,000円</p> <p>b 増築又は改築の場合 18,500円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合 17,500円</p> <p>b 増築又は改築の場合 27,000円</p>
----	--	-------------------------------	--

(エ) 床面積の合計が
2,500 平方メー
トルを超え 5,000 平
方メートル以内の
もの

a 新築の場合

32,500 円

b 増築又は改築
の場合

50,500 円

(オ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トルを超え 10,000
平方メートル以内
のもの

a 新築の場合

56,000 円

b 増築又は改築
の場合

87,000 円

(カ) 床面積の合計が
10,000 平方メー
トルを超え 20,000
平方メートル以内
のもの

a 新築の場合

92,500 円

b 増築又は改築
の場合

143,500 円

(キ) 床面積の合計が
20,000 平方メー
トルを超え 30,000
平方メートル以内
のもの

a 新築の場合

114,000 円

b 増築又は改築
の場合

176,500 円

(ク) 床面積の合計が
30,000 平方メー
トルを超えるもの

a 新築の場合

121,500 円

b 増築又は改築
の場合

188,500 円

(2) 住宅の品質確保の促
進等に関する法律第 6
条第 1 項の設計住宅性
能評価書の写しが提出
された場合

- ア 1戸建の住宅
11,500円
- イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を申請戸数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの
36,000円
- (イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
56,000円
- (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの
103,500円
- (エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
175,000円
- (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
267,500円
- (カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
484,500円
- (キ) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
660,500円
- (ク) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの

798,500円

(3) (1) 又は (2) 以外の場合

ア 1戸建の住宅

(ア) 新築の場合

28,500円

(イ) 増築又は改築の場合

42,500円

イ 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を申請住戸数で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの

a 新築の場合

63,500円

b 増築又は改築の場合

97,000円

(イ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

a 新築の場合

100,000円

b 増築又は改築の場合

153,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの

a 新築の場合

194,500円

b 増築又は改築の場合

299,500円

(エ) 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

a 新築の場合

346,000円

b 増築又は改築

			の場合 534,000 円 (オ) 床面積の合計が 5,000 平方メー トルを超え 10,000 平方メートル以内 のもの a 新築の場合 592,500 円 b 増築又は改築 の場合 916,000 円 (カ) 床面積の合計が 10,000 平方メー トルを超え 20,000 平方メートル以内 のもの a 新築の場合 1,093,500 円 b 増築又は改築 の場合 1,692,000 円 (キ) 床面積の合計が 20,000 平方メー トルを超え 30,000 平方メートル以内 のもの a 新築の場合 1,561,500 円 b 増築又は改築 の場合 2,416,000 円 (ク) 床面積の合計が 30,000 平方メー トルを超えるもの a 新築の場合 1,912,000 円 b 増築又は改築 の場合 2,959,500 円
--	--	--	--

別表第 2 に次のように加える。

57	建築物省エネ法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物省エネ法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることを示す書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質
----	--	-------------------------	--

確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限り、別表第2の59の項第1号において同じ。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。ただし、建築物省エネ法施行の際現存する建築物については、日本住宅性能表示基準別表1の一次エネルギー消費等級4に適合しているもの。別表第2の59の項第1号において同じ。)の写しが提出された場合

ア 1戸建の住宅

5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

11,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

23,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

52,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

94,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分

次に掲げる区分に
応じそれぞれに定め
る額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
未満のもの

11,000 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のも
の

31,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー
トル以上 5,000 平
方メートル未満のも
の

94,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トル以上 10,000 平
方メートル未満の
もの

149,000 円

(オ) 床面積の合計が
10,000 平方メー
トル以上 25,000 平
方メートル未満の
もの

188,000 円

(カ) 床面積の合計が
25,000 平方メー
トル以上のもの

235,000 円

(2) (1) 以外の場合
で、建築物エネルギー
消費性能基準等を定め
る省令（平成28年経
済産業省令・国土交通
省令第1号）第8条第
1項第2号イ及びロに
適合するもの

ア 1戸建の住宅 次
に掲げる区分に応じ
それぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が
200 平方メートル
未満のもの

40,000 円

(イ) 床面積の合計が
200 平方メートル
以上のもの

44,000 円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの

80,000 円
(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの

135,000 円
(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの

230,000 円
(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの

330,000 円
(3) (1) 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1項第1号イ(1)及びロ(1)に適合するもの
ア 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの

267,000 円
(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの

432,000 円
(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの

616,000 円
(エ) 床面積の合計が

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの

759,000 円

(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの

898,000 円

(カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの

1,024,000 円

(4) (1) 以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1項第1号イ(2)及びロ(2)に適合するもの
ア 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの

102,000 円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの

171,000 円

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの

277,000 円

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの

362,000 円

(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの

			435,000 円 (カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル 以上のもの 510,000 円
58	建築物省エネ法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（建築物省エネ法第 30 条第 2 項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	前項に規定する合算して得た金額に、次の第 1 号に定める額を加算し、次の第 2 号に掲げる場合は同号に定める額を更に加算して得た金額 (1) 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ア 床面積（市長が別に定める算定方法により算定したものをいう。以下この号において同じ。）の合計が 30 平方メートル以内のもの 7,000 円 イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 14,000 円 ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 24,000 円 エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 31,000 円 オ 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 58,000 円 カ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 78,000 円 キ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 235,000 円 ク 床面積の合計が 10,000 平方メートル

			<p>を超え 50,000 平方メートル以内のもの 420,000 円</p> <p>ケ 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 777,000 円</p> <p>(2) 建築基準法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 昇降機を設置するもの (イに掲げるものを除く。) 1 基ごとに 14,000 円 (小荷物専用昇降機については、5,000 円)</p> <p>イ 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1 基ごとに 7,000 円 (小荷物専用昇降機については、4,000 円)</p>
59	建築物省エネ法第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 (次項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる額をそれぞれ合算して得た金額</p> <p>(1) 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条第 1 項に基づく設計住宅性能評価書の写しが提出された場合</p> <p>ア 1 戸建の住宅 2,500 円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 5,500 円</p>

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のも
の

11,500 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー
トル以上 5,000 平方
メートル未満のも
の

26,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トル以上のもの

47,000 円

ウ 非住宅用途を含む
建築物の非住宅部分
次に掲げる区分に
応じそれぞれに定め
る額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
未満のもの

5,500 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のも
の

15,500 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー
トル以上 5,000 平方
メートル未満のも
の

47,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トル以上 10,000 平
方メートル未満の
もの

74,500 円

(オ) 床面積の合計が
10,000 平方メー
トル以上 25,000 平
方メートル未満の
もの

94,000 円

(カ) 床面積の合計が
25,000 平方メー
トル以上のもの

117,500 円

(2) (1) 以外の場合
で、建築物エネルギー
消費性能基準等を定め
る省令第8条第1項第
2号イ及びロに適合す
るもの

ア 1戸建の住宅 次
に掲げる区分に応じ
それぞれに定める額
(ア) 床面積の合計が
200平方メートル
未満のもの

20,000円

(イ) 床面積の合計が
200平方メートル
以上のもの

22,000円

イ 住宅用途を含む建
築物の住宅部分 次
に掲げる区分に応じ
それぞれに定める額
(ア) 床面積の合計が
300平方メートル
未満のもの

40,000円

(イ) 床面積の合計が
300平方メートル
以上 2,000平方
メートル未満のも
の

67,500円

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メー
トル以上 5,000平方
メートル未満のも
の

115,000円

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メー
トル以上のもの

165,000円

(3) (1) 以外の場合
で、建築物エネルギー
消費性能基準等を定め
る省令第8条第1項第
1号イ(1)及びロ
(1)に適合するもの

ア 非住宅用途を含む
建築物の非住宅部分
次に掲げる区分に
応じそれぞれに定め
る額

(ア) 床面積の合計が

300 平方メートル
未満のもの

133,500 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のも
の

216,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー
トル以上 5,000 平方
メートル未満のも
の

308,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トル以上 10,000 平
方メートル未満の
もの

379,500 円

(オ) 床面積の合計が
10,000 平方メー
トル以上 25,000 平
方メートル未満の
もの

449,000 円

(カ) 床面積の合計が
25,000 平方メー
トル以上のもの

512,000 円

(4) (1) 以外の場合
で、建築物エネルギー
消費性能基準等を定め
る省令第8条第1項第
1号イ(2)及びロ
(2)に適合するもの
ア 非住宅用途を含む
建築物の非住宅部分
次に掲げる区分に
応じそれぞれに定め
る額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
未満のもの

51,000 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のも
の

85,500 円

(ウ) 床面積の合計が

			<p>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</p> <p>138,500 円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの</p> <p>181,000 円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの</p> <p>217,500 円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの</p> <p>255,000 円</p>
60	建築物省エネ法第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する建築物省エネ法第 30 条第 2 項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	別表第 2 の 58 の項手数料の金額の欄第 1 号の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、別表第 2 の 58 の項手数料の金額の欄第 2 号に掲げる場合は同号に定める額を更に加算して得た金額
61	建築物省エネ法第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	次に掲げる額をそれぞれ合算して得た金額 (1) 建築物省エネ法第 36 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限り。）若しくは建築物省エネ法第 30 条に基づく性能向上計画認定の通知書（建築物全体で認定を受けたものに限り。）の写し及び建

建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（国及び県の建築物については、建築基準法第18条第16項に規定する検査済証の写し）、低炭素化法第54条に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（国及び県の建築物については、建築基準法第18条第16項に規定する検査済証の写し）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に基づく建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5に適合しているもの）に限る。ただし、建築物省エネ法施行の際現存する建築物については、日本住宅性能表示基準別表1の一次エネルギー消費量等級3に適合しているもの）の写しが提出された場合

ア 1戸建の住宅
5,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

11,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

23,000円
(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル

ル以上 5,000 平方
メートル未満のもの

52,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メートル
以上のもの

94,000 円

ウ 非住宅用途を含む
建築物の非住宅部分
次に掲げる区分に
応じそれぞれに定め
る額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
未満のもの

11,000 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のもの

31,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メートル
以上 5,000 平方
メートル未満のもの

94,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メートル
以上 10,000 平方
メートル未満のもの

149,000 円

(オ) 床面積の合計が
10,000 平方メートル
以上 25,000 平方
メートル未満のもの

188,000 円

(カ) 床面積の合計が
25,000 平方メートル
以上のもの

235,000 円

(2) (1) 以外の場合
で、建築物エネルギー
消費性能基準等を定め
る省令第1条第1項第
2号イ(1)及びロ
(1)に適合するもの
ア 1戸建の住宅 次
に掲げる区分に応じ

それぞれに定める額
(ア) 床面積の合計が
200 平方メートル
未満のもの

40,000 円

(イ) 床面積の合計が
200 平方メートル
以上のもの

44,000 円

イ 住宅用途を含む建
築物の住宅部分 次
に掲げる区分に応じ
それぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
未満のもの

80,000 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のも
の

135,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー
トル以上 5,000 平方
メートル未満のも
の

230,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トル以上のもの

330,000 円

(3) (1) 以外の場合
で、建築物エネルギー
消費性能基準等を定め
る省令第1条第1項第
2号イ(2)及びロ
(2)に適合するもの

ア 1戸建の住宅 次
に掲げる区分に応じ
それぞれに定める額

(ア) 床面積の合計が
200 平方メートル
未満のもの

20,000 円

(イ) 床面積の合計が
200 平方メートル
以上のもの

22,000 円

イ 住宅用途を含む建
築物の住宅部分 次
に掲げる区分に応じ

それぞれに定める額
(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
未満のもの

38,000 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のも
の

66,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー
トル以上 5,000 平方
メートル未満のも
の

121,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トル以上のもの

183,000 円

(4) (1) 以外の場合
で、建築物エネルギー
消費性能基準等を定め
る省令第1条第1項第
1号イに適合するもの
ア 非住宅用途を含む
建築物の非住宅部分
次に掲げる区分に
応じそれぞれに定め
る額

(ア) 床面積の合計が
300 平方メートル
未満のもの

267,000 円

(イ) 床面積の合計が
300 平方メートル
以上 2,000 平方
メートル未満のも
の

432,000 円

(ウ) 床面積の合計が
2,000 平方メー
トル以上 5,000 平方
メートル未満のも
の

616,000 円

(エ) 床面積の合計が
5,000 平方メー
トル以上 10,000 平
方メートル未満の
もの

759,000 円

			(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 898,000 円
			(カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 1,024,000 円
		(5) (1) 以外の場合 で、建築物エネルギー 消費性能基準等を定める 省令第1条第1項第 1号ロに適合するもの ア 非住宅用途を含む 建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に 応じそれぞれに定め る額	
		(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル 未満のもの 102,000 円	
		(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル 以上 2,000 平方 メートル未満のも の 171,000 円	
		(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方 メートル未満のも の 277,000 円	
		(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル 以上 10,000 平 方メートル未満の もの 362,000 円	
		(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル 以上 25,000 平 方メートル未満の もの 435,000 円	
		(カ) 床面積の合計が 25,000 平方メートル 以上のもの 510,000 円	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

平成28年2月24日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。